

## 目次

## 1. 関連法および制度的規則

- (1) ベトナムへの輸入に対する規則および手続要件
- (2) 販売時の規則および手続要件

## 2. 手続き

- (1) 輸入および販売の許可に関する手続き
- (2) 管轄権を有する官庁、機関、および部門の連絡先

## 1. 関連法および制度的規則

## (1) ベトナムへの輸入に対する規則および手続要件

アルコール飲料の輸入は、以下の適用対象となる。

1) 特別消費税法 (Law on Special Consumption Tax) 第27/2008/QH12および特別消費税法の若干の規定を改正する法律第、及び付加価値税法 (Law on value added tax)、特別消費税法及び税務管理法 (Law on tax managing) の若干の規定を改正する法律第 106/2016/QH13

- アルコール飲料に対して消費税を課す。

2) 2008年4月7日付酒類の製造および流通に関する政府議定第40/2008/ND-CP (Government Decree No.40/2008/ND-CP of April 7, 2008, on Liquor Production and Trading)

- 「酒類 (liquor)」を以下のように定義する。「各種穀類のデンプンまたは各種植物および果実の糖汁から発酵処理によって製造されたアルコール飲料。蒸留実施の有無は問わない」

- 酒類の製造または流通のための許可証取得を目的とした申請を義務付ける。

- 酒類に対し、科学技術省 (Ministry of Science and Technology) が発布した品質基準 (すなわちTCVN基準) への準拠を義務付ける。

- 酒類に対し、表示要件への準拠を義務付ける。

- 輸入酒類に対し、財務省 (Ministry of Finance) 規則に従って、その包装に輸入証紙を添付することを義務付ける。

3) 2012年11月12日付ワインの製造および流通 (Wine Production and Trading) に関する政府議定第94/2012/ND-CP

- 「ワイン (wine)」を以下のように定義する。「穀類のデンプン、もしくは植物および果実から得た糖類から発酵処理によって製造された、または飲用アルコール (エタノール) から製造されたアルコール飲料。蒸留実施の有無は問わない」

- ワインの製造または流通のための許可証取得を目的とした申請を義務付ける。

- ワインに対する適合証明書 (Statement of Conformity) 取得を目的とした申請を義務付ける。

- ワインに対し、表示要件への準拠を義務付ける。

- 輸入ワインおよび現地生産ワインに対し、財務省規則に従って、その包装に輸入証紙を添付することを義務付ける。

- ワインの流通、卸売り、および小売りに対する許可証の数を制限する。

4) 輸入証紙添付に関する財務省通知第91/2003/TT-BTC (Minister of Finance Circular No. 91/2003/TT-BTC on Affixation of Import Stamp)

- 輸入アルコール飲料に対し、輸入証紙を添付することを義務付ける。

5) 食品安全法 (Law on Food Safety) 第55/2010/QH12

- アルコール飲料に対し、食品安全性要件および表示要件に関する技術規則への準拠を義務付ける。

- アルコール飲料に対し、技術規則への適合証明書の取得を義務付ける。

- 6) アルコール飲料の食品安全性に関する国家技術規則QCVN 6-3:2010/BYT (National Technical Regulation of Food Safety for Alcoholic Beverages)  
- アルコール飲料に対して、食品安全性の基準および要件を規定する。

## (2) 販売時の規則および手続要件

以下にアルコール飲料の販売に関連する規則および制限について記載する。

- 1) 2008年4月7日付酒類の製造および流通に関する政府議定第40/2008/ND-CP  
- 酒類に対し、アルコール依存症の害に関する情報を表示することを義務付ける。  
- 18歳未満の者に対する酒類の販売を禁止する。
- 2) 2012年11月12日付ワインの製造および流通に関する政府議定第94/2012/ND-CP  
- ワインに対し、アルコール依存症の害に関する情報を表示することを義務付ける。  
- 18歳未満の者に対するワインの販売を禁止する。
- 3) 付加価値税法 (Law on Value Added Tax) 第13/2008/QH12を改正する付加価値税法第31/2013/QH13、政府議定第209/2013/ND-CP、および財務省通知第219/2013/TT-BTC及び付加価値税法 (Law on value added tax)、特別消費税法及び税務管理法 (Law on tax managing) の若干の規定を改正する法律第106/2016/QH13  
- アルコール飲料の販売に付加価値税を課す。
- 4) ベトナムビール・アルコール飲料協会 (Vietnam Beer Alcohol Beverage Association : VBA) の責任ある宣伝広告に関するベトナムビール業界に対するビール業界販売規範指針 (Beer Industry's Marketing Code Guidelines for the Vietnam Beer Industry on Responsible Commercial Communications)  
- アルコール飲料の宣伝に対する行動規範を規定する。
- 5) 模倣品または禁制品の製造および流通に対する行政処分 (Administrative Sanctions on the Production and Trade of Counterfeit or Prohibited Goods) に関する政府議定第185/2013/ND-CP  
- アルコール飲料の模倣品の販売を禁止する。  
ベトナム政府は現在、所定の時間帯 (午後10:00から午前6:00まで) における規定地域でのアルコール飲料販売を禁止する法律制定を計画している。ただし、現在も議論は継続中である。


## 2. 手続

### (1) 輸入および販売の許可に関する手続

- アルコール飲料および表示に関する国家技術規則QCVN 6-3:2010/BYT (National Technical Regulation for Alcoholic Beverages and Labeling) に準拠すること。  
- 財務省規則に準拠して、輸入証紙を添付すること。  
- 輸入必要書類
1. 商業送り状
  2. 売買契約書または同等のもの
  3. 税関価格申告書／検査書の登録
  4. 運賃保険／書類
  5. 船荷証券
  6. 送り状
  7. 梱包明細書
  8. 原産地証明書

## (2)管轄権を有する官庁、機関、および部門の連絡先

---

商工省 (Ministry of Industry and Trade) [\[外部リンク\]](#) 

54 Hai Ba Trung, Hoan Kiem

Hanoi Capital, Vietnam

Tel:+844 2220 2222


ベトナム税関 (Vietnam Customs) [\[外部リンク\]](#) 

No. 162 Nguyen Van Cu Street

Long Bein District

Hanoi Capital, Vietnam

Tel:(+844) 872 7033

ベトナム食品局 (Vietnam Food Administration) [\[外部リンク\]](#) 

135 Nui Truc

Ba Dinh District

Hanoi Capital, Vietnam

Tel:(+844) 6273 2273

科学技術省

39 Tran Hung Dao Street [\[外部リンク\]](#) 

Hoan Kiem District

Hanoi Capital, Vietnam

Tel:(+844) 3943 8058